

行田市立小・中学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月23日

行田市教育委員会教育長



行田市教育委員会規則第10号

行田市立小・中学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

行田市立小・中学校県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成15年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「参考人」を「参考人、被害者参加人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。